

社会福祉法人「トモロ」

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人トモロ（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 役員等について、役員等の報酬及び会議出席に係る報酬を別表1、2に定める額を支給する。

(報酬等の支給方法)

第3条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 役員等の報酬については、退職時にまとめて支給する。
- (2) 会議出席に係る報酬については、当該会議に出席した都度支給する。別表2

(報酬等の日割り計算)

第4条 新たに役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 本条第2項の規程にかかわらず、役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第5条 この規程より、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次の通り端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表 1 (役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	年額 30,000円
理事	年額 20,000円
監事	年額 20,000円
評議員会	年額 10,000円

別表 2 (会議出席に係る報酬)

(1) 理事

	日額
理事会等会議への出席	県内 5,000円 県外 10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	県内 5,000円 県外 10,000円

(2) 評議員

	日額
評議員会への出席	県内 5,000円 県外 10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	県内 5,000円 県外 10,000円

(3) 監事

	日額
監事監査等への出席	県内 5,000円 県外 10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	県内 5,000円 県外 10,000円

(4) 評議員選任・解任委員

	日額
評議員選任・解任委員会への出席	県内 5,000円 県外 10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	県内 5,000円 県外 10,000円